

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成15年11月11日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第6条の規定により、実施機関に対し、「竹原支局が、吉名町東条と記載のある工事場所において、当該底張コンクリート工を実施した背景及び根拠並びに竹原支局管内において同様の工事内容を実施した場所の有無（該当がある場合は、それを示す工事設計図面のみ）」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、「竹原支局が、吉名町東条と記載のある工事場所において、当該底張コンクリート工を実施した背景及び根拠」（以下「本件対象文書」という。）について、作成又は取得していないため、不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成15年11月25日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成15年12月21日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 竹原支局は砂防指定地内河川である郷川に関する護岸修繕工事について、平成13年度の護岸工事では全く実施しなかった当該底張コンクリート工事を工事場所が隣接する区間である平成14年度の護岸修繕工事では一転実施したものである。平成14年度の工事において底張コンクリート工事を実施することとなった背景が全くないとの処分は、常識的には理解できないものであることから、当該工事に係る法的根拠を含めて速やかに開示するよう要求する。

- (2) 実施機関は、一般的で軽易な工事の場合は、特に資料作成はしないなどといった不存在決定の理由を主張しているが、竹原支局が、開示請求された工事場所等の表記を設計図の段階から故意に仮装することで、工事予算の確保並びに自らの砂防行政の失態を隠匿しようとして画策したものである。
- (3) 平成 13 年度の砂防維持修繕工事で工事箇所が「諏訪谷川（吉名町諏訪谷）」、かつ、工事概要が「Bヶ所」とされている真実の工事箇所は、「郷川（吉名町峠）」である。さらに、平成 14 年度の砂防維持修繕工事で工事箇所の地名が「郷川（吉名町東条）」とされている真実の工事箇所は、「郷川（吉名町峠）」である。真実の工事箇所である「峠」と異なる地名に仮装した根拠は何か。広島県は、今回の不開示（不存在）決定においても、事実の隠匿を図っている。
- この東条地区は、急傾斜地崩壊危険箇所に指定されていますが、峠地区は、同危険箇所に指定されておらず、逆に、峠地区でも橋の設置申請をした地点（本件砂防維持修繕工事の該当箇所）は、平成 17 年 9 月に竹原市が作成して各戸に配布した災害時避難マップによると災害時の避難路に指定されているなど、同地点は安全な場所と認識されています。東条地区は急傾斜地崩壊危険箇所だから、工事箇所を東条と偽って床張コンクリート工事をしたのか。隣接する工事箇所でも施工方法が根本的に相違している。
- (4) 絶大なる裁量権を濫用して思いのままに砂防行政を遂行している疑義を隠匿するため、不開示決定を乱発する竹原支局に対して厳重に抗議するとともに、速やかに適法な開示を行う要求する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明している内容を総合すると、本件対象文書を不存在とした理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 護岸修繕工事を行う場合は、川床及び護岸等の現状を考慮し、各現場毎に設計、施工するものであるが、一般的で軽易な工事の場合は、特に資料作成はしないことにしている。本件の場合、住宅が目前にあり、用地の関係もあり、底張コンクリートという一般的な工法を採用する以外に選択の余地がないものである。
- 2 また、本件護岸修繕のような工事の場合、地元住民や市町からの要望に基づき、現地に行くことがあるが、限られた予算の中で、家屋があるような所から優先して着工していくのが通常であり、工事の必要性や優先順位に係る判断内容を文書化するという事はない。
したがって、吉名町東条と記載のある工事場所における底張コンクリート工の実施についても、その背景及び法的根拠について文書は作成していない。
- 3 なお、異議申立人は、「東条地区は急傾斜地崩壊危険箇所だから、工事箇所を東条と偽って床張コンクリート工事をしたのか。」といった趣旨の主張を行っているが、本件のような砂防維持修繕工事と急傾斜地崩壊対策工事とを比較すると、対象箇所選

定に係る地理的条件が異なることから、本件工事地区が急傾斜地危険地区かどうかという点と郷川に底張コンクリート工事を行ったこととの間に、因果関係はない。以上のことから、本件対象文書の不存在決定を行ったものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

本件対象文書は、吉名町東条と記載のある工事場所において、実施機関が底張コンクリート工事を実施した際の背景及び根拠が記載された文書である。

2 本件処分の妥当性について

本件請求内容は、「本件工事を実施した際の背景及び法的根拠」であり、工事实施の必要性、優先順位及び実施工法の決定理由などを判断した内容を記載した文書も、請求対象に含まれると認められることから、これらの文書を含めた対象文書の存否について、以下検討する。

- (1) 当審査会において、個々の維持修繕工事の必要性及び優先順位などの決定方法やそれらを文書化したものの存否について、実施機関に確認したところ、地元住民や市町からの要望に基づき、現地を確認し家屋が隣接するような危険箇所から優先していくのが通常であり、工事实施の必要性や優先順位などを記載した文書を、逐次作成するようなことは行っていないとの説明があった。

確かに、本件維持修繕工事のような一般的で軽易な経常的工事においては、専門機関である建設事務所が、従来の経験則等に基づき、実施の必要性や次に着手すべき工事箇所を容易に判断することが可能であったとしても不自然ではないことがうかがわれ、それらの判断内容を明文化していないことが、特段不自然・不合理とまでは言えない。

- (2) 次に、異議申立人は、「峠橋付近が急傾斜地危険地区ではなく、安全な場所であることから、平成13年度には実施しなかった底張コンクリート工事を、隣接区間での平成14年度の工事では一転して実施したものであり、底張コンクリート工事を実施することとなった背景を記載した文書が全くないとの処分は、常識的には理解できないものである」旨を主張している。

しかしながら、実施機関に確認したところ、「工事対象箇所が急傾斜地危険地区に含まれているかどうかということ」と「砂防維持修繕工事において底張コンクリート工法を採用すること」は、次元の異なる問題であり、これらの事柄の間において、因果関係はないことが認められ、急傾斜地危険地区ではないのに、異例な形で底張コンクリート工事が実施された以上、コンクリート工法を選択した背景事情を記載した文書が存在するはずとする異議申立人の主張は、当該主張の前提条件において、事実誤認があることがうかがわれる。

また、本件のように一般的な護岸維持修繕工事においては、底張コンクリート工法を選択することは、河川改修を担当する行政機関にとって、いわば常識であり、採用すべき工法を容易に判断することが可能であることから、工法選択の理由に係

る組織的共用文書を作成する必要性に乏しい旨の説明が実施機関からあり、現場写真の様子を見ると、確かに一般的な護岸工事であり、当該説明を覆すに足る事情も認められないことから、実施機関の主張を否定することは困難と認められる。

上記で判断した二点を踏まえると、底張コンクリート工法を選択することに至った背景や経緯などを記載した文書が作成されていないとしても、特段不自然・不合理ではないと認められる。

- (3) なお、当審査会において、本件工事に係る関係文書等を見分したところ、本件対象文書となり得るようなものは見当たらなかった。

以上のことから、本件対象文書を作成していないとして不開示とした実施機関の決定は、妥当であると認められる。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 2. 6	・ 諮問を受けた。
16. 3. 1	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
17. 11. 14	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
17. 11. 18	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
18. 3. 27	・ 異議申立人からの意見書を収受した。
18. 4. 24	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
22. 3. 17 (平成 21 年度第 12 回)	・ 事務局が事案の概要を説明した。
22. 4. 22 (平成 22 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 5. 27 (平成 22 年度第 2 回)	・ 実施機関の職員から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
22. 6. 24 (平成 22 年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 7. 22 (平成 22 年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。
22. 8. 11 (平成 22 年度第 5 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院准教授
山 本 一 志 ※平成22年7月27日まで	弁護士
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授